

旭川市街頭防犯カメラ整備業務委託

仕様書

旭川市防災安全部交通防犯課

この仕様書は、旭川市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託して実施する次の業務を円滑かつ効果的に実施するため、必要な事項を定めるものである。

1 業務名

旭川市街頭防犯カメラ整備業務委託（以下「本業務」という。）

2 事業概要

犯罪発生を抑止及び市民や当市を訪れる方の安全を確保し、安全で安心なまちづくりを推進するため、既存の街頭防犯カメラの更新に加え、神居古潭及び旭川駅南広場に新たに防犯カメラを設置（設置環境の整備含む）するほか、旭川市第二庁舎 5 階（防災安全部交通防犯課執務室内）から一元管理が可能となるネットワークシステム（以下「システム」という。）を構築するとともに、保守サービスを行う。

3 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

ただし、本仕様書内において別途指定があるものについては、その指定する日までに運用を開始すること。

4 基本事項

(1) 防犯カメラについて

- ・ 24 時間 365 日稼働するものであるが、常時監視を目的としておらず、警察等からの照会に基づき必要な映像を提供するものである。
- ・ 国内メーカー製とすること。ただし、バックホール等情報漏洩が確認されていない安全性が確認できている場合は海外メーカーのカメラでも可とする。
- ・ 日中・夜間ともに被写体が認知可能な、高画質（有効画素数 200 万画素以上の CMOS センサー搭載、解像度が 1,920×1,080（カラーモード時）以上で鮮明な画像が得られる品質と同程度以上のもの）かつネットワークストレージへの録画に対応しているカメラとし、必要に応じて、ズーム・フォーカスの調整ができ、運用に必要となる機器（録画装置及び付属品）を含むものとする。
- ・ 屋外に設置するものであり、当市の気候に対応する機器とするほか、防寒処理を施した収納箱を設置し、付属機器と併せ、装置を収納すること。また、いたずらによる破損や盗難及び落雪等の対策を講じること。
- ・ 設置に当たっては、運用に係る必要な設定等を行うこと。
- ・ 必要に応じマスキングの設定ができること。

(2) 映像確認及び記録用ネットワークディスクレコーダーについて

- ・ 旭川市防災安全部交通防犯課執務室（旭川市 7 条通 10 丁目 旭川市第二庁舎 5 階）（以下「執務室」という。）に配置する。
- ・ 記録用ネットワークディスクレコーダーは RAID5 以上の冗長化を行う等、万が一の破損時に備えデータの復旧が可能となるリカバリーを考慮したものとすること。

- ・録画はネットワークを経由して常時行い、録画映像をハードディスクに 14 日間以上保存できること。また、その後は自動で上書きされること。
- ・執務室において映像の閲覧及びダウンロードが可能となる必要な機材・環境を整備するものとし、防犯カメラごとに日付・時間を指定して映像の閲覧及びダウンロードが可能であること。

(3) 無線設備等について

- ・無線通信設備等は全て届出・登録不要のものとする。
- ・主空中線を使用する場合は、他周波数と干渉することがないように、帯域を考慮すること。
- ・システムの通信容量は上限に達することがないように、必要十分な容量のプランを提案すること（通信容量は無制限であることが望ましい）。
- ・必要に応じて防寒処理を施した収納箱を設置し、付属機器と併せ、装置を収納すること。また、いたずらによる破損や盗難及び落雪等の対策を講じること。
- ・市庁舎内の設備及びネットワーク回線等を使用する場合は、あらかじめ甲と協議の上、甲の指示に従うこと。
- ・既存の防犯カメラの設置箇所以外にネットワーク機器等を設置する場合は、建柱する場合を除き、既設物（電柱等）への設置を原則とし、所有者へ設置承諾について確認の上、設置・工事に係る必要な手続を遅延なく行うこと。

(4) 信頼性

本業務は、24 時間 365 日の高画質録画に加え、インターネット接続による不正アクセスや情報流出のリスクに備えると同時に堅牢なパスワード管理の徹底、カメラファームウェアの更新、安全なシステムの構築において高い信頼性が確保されている構成によるものとする。

(5) 機器・システム等

- ・本業務で使用する機器や機材については、本業務の目的を考慮して、拡張性を含め最適なものを使用すること。
- ・保守やメンテナンス及び修理が容易であり、維持管理が経済的な設計となるよう留意すること。

(6) 創意工夫

本仕様書に示す水準を効率的かつ合理的に満足するよう、先進的な技術を用いた提案や長期安定稼働に寄与する提案を求める。また、本プロポーザルの目的に矛盾しない限りにおいて、本仕様書に示されていない部分についても、拡張性や、コストメリットが期待できる内容等の提案があれば、その効果の妥当性について適切に評価する。

(7) 法令等の遵守

乙は、本仕様書に定めるもののほか、関係のある法令、旭川市の諸条例及び規則等、その他関連基準及び規格等を遵守すること。

5 一般事項

(1) 提出書類等

乙は、次の書類を甲が指定する期日までに提出し、甲の承認を得なければならない。

なお、提出部数については、別途指示する。

ア 業務工程表

- イ 業務着工届
- ウ 承諾図書（製作仕様書・施工図・全体系統図・使用材料・購入品一覧表）
- エ 各種調査報告書・検査成績書
- オ 施工管理記録（写真等含む）
- カ 完成図書（機能仕様書・完成図・保守要領書）
- キ 関係官公署等に行った諸手続き一切の書類（写しを含む。）
- ク その他、甲が必要とする書類

（2）特許権等の処理

本業務に関し、第三者の特許権等に接触するときは、乙の責任において処理するものとする。また、各種著作権料についても同様とする。

（3）機密の保持

乙は、本業務の実施により知り得た情報を、甲の承認を得ずに第三者に漏らしてはならない。また、本業務完了後においても同様とする。

ア 各種データの取扱い

本業務を施工する上で、提示された各種データは、個人情報・情報機密が含まれていることから、個人情報保護法を遵守し、その取扱いには万全を期すること。

イ セキュリティ対策

- ・本業務を施工する上で、第三者による情報の改ざん及び漏えい等を防止するため、旭川市情報セキュリティポリシーを遵守するとともに、コンピューターウイルス、ハッカー等の不法侵入及び攻撃等に関するセキュリティ対策並びにネットワーク対策に万全を期すること。万が一不正アクセスが確認された場合は、乙の責任のもと、速やかに対応及び原因究明にあたることとし、再発防止策を講じること。なお、不正アクセス等により生じた損害等については、乙の負担とする。
- ・本システムにクラウドサービスを用いる場合は、ISMAP（政府が求めるセキュリティ要求を満たしているクラウドサービス予めを評価・登録する制度）クラウドサービスリストに登録されているサービスを選定すること。

6 業務内容

受託者は、以下の各号に掲げる業務を一体的かつ誠実に実施しなければならない。

（1）防犯カメラの設置

別紙1に示す台数及び撮影範囲概要図を参照し、必要な規格・台数の防犯カメラを設置する。
なお、設置位置及び角度（画角）等の微調整については、契約締結後に別途協議の上決定する。

（2）防犯カメラ等の設置に係る環境整備及び留意事項

ア 共通事項

- ・録画中であることを示す告知板を作成し、防犯カメラ設置場所1か所につき1枚設置すること。材質、形状、寸法、色及び告知内容等については、甲と協議して決定する。
- ・設置等に当たっては、市関係部局等と協議の上、申請手続や留意事項等を確認の上、作業を行うこと。
- ・運用開始前に、試験運用を行うこと。また、試験運用で不具合等が生じた場合は、不具合を解

消した上で運用を開始すること。

イ 市街地

- ・旭川市が現在設置している既存の防犯カメラ 8 台（ほか付随する機器含む）を旭川市が撤去する時期（令和 8 年 9 月 30 日以降を予定）にあわせ、同じ箇所に防犯カメラ及び運用に必要な機器を新たに設置するとともに、必要な申請・工事等を行う。
- ・既存機器の撤去時期については、工期に合わせて甲乙協議の上調整するものとするが、令和 8 年 12 月 15 日までは運用を開始すること（正式な運用開始時期は甲と協議の上決定すること）。
- ・既設の防犯カメラの撤去から新たに設置・運用開始までの間、空白の期間が生じないように、工期等に応じて、既設の電柱等に仮設置した上で仮運用を行い、既設の防犯カメラを撤去後速やかに、本来の設置場所に取り付けしなおすなどの対応を講じること。

ウ 神居古潭

- ・防犯カメラ等を設置するための支柱を建設すること（設置予定箇所は別紙 1 を参照）。
なお、支柱については景観色（別途指示）とし、地上高 6.5m～10m 程度の高さのものとする
こと。
- ・北電柱から電力線を架空引込みするものとし、工事に必要な手続等は乙が行うこと。
- ・令和 8 年 12 月 1 日までは運用を開始すること（正式な運用開始時期は甲と協議の上決定すること）。
- ・別途工事にて、防犯カメラ用支柱に公衆街路灯 A 用架空引込線及び露出配管、引込開閉器盤を設置するため、取付けスペースを確保すること。

エ 旭川駅南広場

- ・防犯カメラ等を設置するための支柱を建設すること（設置予定箇所は別紙 1 を参照）。
なお、支柱については景観色（別途指示）とし、地上高 6.5m～10m 程度の高さのものとする
こと。
- ・防犯カメラ用電源は、引込開閉器盤 C1 回路から分岐して供給するものとし、支柱に電力量計を設置すること。配線経路については、NO.6 ハンドホールから広場照明灯 A 8 を経由して地中配管により引込むこと。

カメラ用電源工事は、次のとおりとする（別紙 2 を参照）。なお、以下は 400W 程度の消費電力を想定しているものであり、それ以上の消費電力となる場合は、必要なケーブルを使用すること。

(ア) ケーブル新設

- ・NO.6 から NO.9 ハンドホール間の予備配管に新設ケーブル CE14sq-2C（約 140m）を敷設する。

(イ) NO.6 ハンドホール内作業

- ・既設ケーブル CE22sq-2C（C1 回路）を切断し、新設ケーブル CE14sq-2C を使用して既設ケーブル（C1 回路）と接続材を用いて分岐接続する。

(ウ) 既設ケーブル撤去と新設

- ・NO.9 ハンドホールから広場照明灯 A8 間の既設ケーブル CE14sq-2C（照明 A8 回路 約

50m) をハンドホール内で切断・撤去し、新設ケーブル CE14sq-4C を敷設する。

(エ) NO.9 ハンドホール内作業

- ・新設ケーブル CE14sq-4C を使用し、2C は既設ケーブル CE14sq-2C (照明 A8 回路) と残る 2C は新設ケーブル CE14sq-2C (C1 回路) と接続材を用いて分岐接続する。

(オ) 広場照明灯 A8 内作業

- ・広場照明灯 A8 内にて、カメラ電源と照明灯電源を分岐接続し、各々の機器へ電源を供給する。
- ・重機等を使用する際は、別紙 3 に規定する経路を使用するものとし、通路の養生 (鉄板パネル施設等) を行い、警備員を配置し安全に配慮すること。また、工事により通行止め等を行う必要がある場合は、必要な手続を行った上で、事前に工事期間及び通行止め期間等を記載した周知看板等を設置するなど対応すること。
- ・旭川駅南広場のイベント等の日程を考慮し、市関係部局と調整の上、工期を設定すること。
- ・令和 8 年 12 月 1 日までには運用を開始すること (正式な運用開始時期は甲と協議の上決定すること)。

(3) システムの構築

- ・各防犯カメラ拠点と執務室を結び、一元的に運用管理・録画が可能かつ強固なセキュリティを確保した、拡張性のあるネットワークを構築すること。
- ・各防犯カメラ映像を執務室に設置するレコーダー等で受信するほか、執務室から遠隔操作を可能とするための、閉域 SIM (モバイル閉域)・衛星通信・固定通信等を利用した閉域型ネットワークシステムを構築する。なお、外部からアクセスされることがない高セキュリティかつ堅牢なものとする。
- ・保存した録画データについては Windows の標準機能で読み込める形式とし、Linux 等の形式は認めない。
- ・保存した録画データは警察等からの照会に速やかに対応できるよう、PC 等にデータを出力することができるものとし、出力先に関しては限定されること。
- ・将来、防犯カメラを増設する場合などに対応可能な拡張性を有するものとする。
- ・閉域網内通信では外部 DNS サーバを使用しないこと。
- ・限定された NTP サーバに、時刻補正されたレコーダーに各カメラが従属同期を行うこと。

(4) 操作説明等について

導入時、必要なマニュアル等を作成の上、甲の担当者に対し、操作説明等を行うこと。

(5) 機器の保守管理業務

ア 乙は、機器の設置後から令和 9 年 3 月 31 日までの間、機器が正常な状態で使用できるように管理すること。

イ 乙は、機器の不具合について甲から連絡を受けたときは、速やかに状況を確認し、必要な措置を行うこと。

ウ 乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償し、誠意を持って補償にあたるとともに、早期解決に努めなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(6) 各種手続、近隣住民等への工事説明等

防犯カメラ等の設置に必要な官公署等への手続のほか、工事に伴い周辺の関係者へ説明等の必要がある場合については、乙の責任において遅延なく適正に行うこと。ただし、必要に応じて甲も同席するものとする。

(7) 機器の設置工事

ア 乙は、機器の設置工事に関し、関係法令を厳守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、関係法令の適用及び運用は受注者の責任において行わなければならない。

イ 乙は、機器の設置工事着手前に、施工計画書を作成し、甲に提出すること。

ウ 乙は、機器の設置がすべて完了したときは、遅滞なく履行の完了を証明する図書を甲に提出するものとし、甲は図書及び現地等を確認し検査を行うものとする。

エ 設置工事に必要な官公署等への手続きは、乙の責任において遅滞なく行うものとする。

(8) その他、設置に係る必要な業務を行うこと。

7 費用負担

(1) 設置・検査に必要な材料・機材並びに検査・調査・すべての申請手続等、防犯カメラ設置に伴う必要な費用は、すべて乙の負担とする。

(2) 令和9年3月31日までの保守管理に係る費用については、本業務の委託費用に含めるものとする。

(3) 本仕様書に明記のないものであっても、防犯カメラの設置上当然必要な費用はすべて乙の負担とする。

(4) 運用開始後の費用（電気料、通信費等）は甲の負担とする。

(5) 次年度以降の保守管理及び運用に係る年間費用（電気料、通信費等）を提案内容に記載すること。

8 保障・契約不適合責任

(1) 本業務で設置した機器の保証期間は、機器の引渡しの日（検査に合格した日）を起算として製造メーカーの保証期間若しくは本業務における契約不適合責任期間とする。

(2) 契約不適合は、引渡しの日（検査に合格した日）を起算とし、1年間に発生した故障は無償で修復を行うものとする。

(3) 乙の機器製作及び設置時に起因すると判断される障害が発生した場合は、遅滞なく無償で修復を行うものとする。ただし、甲の過失、天災等の不可抗力による故障は、保証及び契約不適合の範囲としないこととする。

9 その他

(1) 再委託の禁止

ア 乙は、この仕様書で示す業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。

イ 乙は、この仕様書で示す業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ書面により甲の承諾を得なければならない。

(2) 資料の貸与

本業務において、乙が必要となる資料等は無償貸与とする。

- (3) 本業務により作成された成果品の所有権、著作権、その他権利は、甲に帰属するものとする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上決定する。